

国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本方針

〔 平成 24 年 4 月 1 日
規則第 20 号 〕

大学が取り扱う情報に侵入・盗聴・漏えい・改ざん・破壊等が発生すれば、国民の生命・財産への被害、個人の権利侵害など極めて深刻な事態を招く。このことを踏まえ、国立大学法人愛媛大学は、教職員の教育・研究活動の自由を最大限に尊重する中で、社会からの信頼を確保するため、以下のような情報システム運用基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

第1条 愛媛大学は、教育、研究及び医療の質を高めるため、学内情報基盤を整備し、研究成果等の情報公開、教職員・学生間あるいは医療従事者間の情報交流を支援する。

第2条 愛媛大学は、情報関連技術や設備の積極的な開発・導入により、教育、研究及び医療に関わる環境を強化し、地域に開かれた大学にふさわしい情報システムを構築するとともに、高度な情報セキュリティを実現する。

第3条 愛媛大学は、情報セキュリティを確保するための効果的な組織体制を構築し、情報資産の重要度に応じてこれを適切に保護する。

第4条 愛媛大学は、別に定める国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本規則に基づき、確たる秩序をもって、安定的かつ効率的に情報システムを運用する。

附 則

- 1 この基本方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人愛媛大学情報セキュリティ基本方針（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。